

第5回四日市市・楠町合併協議会

会 議 資 料

日時 平成16年1月14日(水)午後1時30分から
会場 本町プラザ 1階ホール

第5回四日市市・楠町合併協議会次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

報告第14号 新市建設計画(中間報告)について	1
-------------------------	---

(2) 協議事項

協議第14号(継続協議)町・字の区域及び名称の取扱いについて	2
協議第26号 一般職の職員の身分の取扱いについて	6
協議第27号 一部事務組合等の取扱いについて	9
協議第28号 児童福祉事業について	14
協議第29号 保育事業について	18
協議第30号 保健事業について	22

(3) 次回(第6回会議)提案事項

協議第31号 介護保険事業について	26
協議第32号 高齢者福祉事業について	30
協議第33号 障害者福祉事業について	34
協議第34号 社会福祉事業について	38
協議第35号 人権関係事業について	41
協議第36号 広報・広聴事業について	44
協議第37号 その他の事業(企画)について	48

4 その他

・次回協議会について

日時 平成16年1月30日(金)9時30分から

会場 楠町民福祉会館

5 閉 会

(1) 報 告 事 項

報告第14号

新市建設計画（中間報告）について

新市建設計画（中間報告）について、下記のとおり報告する。

平成16年1月14日提出

新市建設計画策定小委員会
委員長 小方士朗

新市建設計画（中間報告）

- 1 協議経過と今後の策定日程

- 2 新市建設計画（中間報告）の概要
 - 第1章 序論
 - 第2章 両市町の概況
 - 第3章 主要指標の見通し
 - 第4章 新市建設計画の基本方針
 - 第5章 事業計画
 - 第6章 公共施設のあり方
 - 第7章 合併における県の役割
 - 第8章 財政計画

(2) 協 議 事 項

協議第14号(継続協議)

町・字の区域及び名称の取扱いについて

町・字の区域及び名称の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

2

協定項目	町・字の区域及び名称の取扱い
調整の内容	四日市市と楠町の町・字の区域は、現行のとおりとする。 四日市市の町・字の名称については、現行のとおりとする。 楠町の町・字の名称については、現行から「大字」を削除した名称に変更する。

協定項目	町・字の区域及び名称の取扱い				関係項目	町名・大字名の制定変更													
現況					備考														
四日市市				桶町															
<ul style="list-style-type: none"> ・ 西町 ・ 安島一～二丁目 ・ 中部 ・ 北浜町 ・ 蔵町 ・ 大協町一～二丁目 ・ 浜田町 ・ 北浜田町 ・ 未広町 ・ 西浜田町 ・ 栄町 ・ 新町 ・ 曙町 ・ 富田一色町 ・ 天力須賀新町 ・ 富田栄町 ・ 富田浜町 ・ 霞一～二丁目 ・ 大宮町 ・ 城山町 ・ 八田一～三丁目 ・ 大字松本 ・ 南松本町 ・ ときわ一～五丁目 ・ 赤堀南町 ・ 城西町 ・ 大字泊村 ・ 日永一～五丁目 ・ 泊山崎町 ・ 西日野町 ・ 小林町 ・ 采女町 ・ 小古曾東一～三丁目 ・ 波木南台一～四丁目 ・ 大字塩浜 ・ 石原町 ・ 宝町 ・ 高旭町 ・ 浜旭町 ・ 海山道町一～三丁目 ・ 西山町 ・ 堂ヶ山町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元町 ・ 西浦一～二丁目 ・ 八幡町 ・ 浜町 ・ 南納屋町 ・ 高砂町 ・ 中浜田町 ・ 十七軒町 ・ 曙一～二丁目 ・ 三栄町 ・ 幸町 ・ 新々町 ・ 相生町 ・ 平町 ・ 富双一～二丁目 ・ 東富田町 ・ 浜園町 ・ 大字羽津 ・ 大宮西町 ・ 緑丘町 ・ 別名一～六丁目 ・ 大井手一～三丁目 ・ 青葉町 ・ 中川原一～四丁目 ・ 赤堀新町 ・ 城北町 ・ 大字大治田 ・ 日永東一～三丁目 ・ 泊町 ・ 東日野町 ・ 東日野一～二丁目 ・ 采女が丘一～五丁目 ・ 貝家町 ・ 北小松町 ・ 大字馳出 ・ 宮東町一～三丁目 ・ 大池町 ・ 柳町 ・ 川合町 ・ 大井の川町一～三丁目 ・ 小山町 ・ 美里町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 西新地 ・ 堀木一～二丁目 ・ 中町 ・ 北納屋町 ・ 西未広町 ・ 尾上町 ・ 南浜田町 ・ 昌栄町 ・ 鶴の森一～二丁目 ・ 諏訪町 ・ 朝日町 ・ 元新町 ・ 天力須賀一～五丁目 ・ 富州原町 ・ 大字茂福 ・ 東茂福町 ・ 富士町 ・ 羽津山町 ・ 山手町 ・ 南いかるが町 ・ 松本一～六丁目 ・ 西伊倉町 ・ 久保田一～二丁目 ・ 赤堀一～三丁目 ・ 石塚町 ・ 大字六呂見 ・ 日永西一～五丁目 ・ 追分一～三丁目 ・ 室山町 ・ 高花平一～五丁目 ・ 小古曾町 ・ 波木町 ・ 南小松町 ・ 塩浜町 ・ 馳出町一～三丁目 ・ 小浜町 ・ 御園町一～二丁目 ・ 大浜町 ・ 内山町 ・ 鹿間町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諏訪栄町 ・ 北町 ・ 北条町 ・ 中納屋町 ・ 稲葉町 ・ 千歳町 ・ 新正一～五丁目 ・ 南起町 ・ 九の城町 ・ 沖の島町 ・ 本町 ・ 寿町 ・ 住吉町 ・ 松原町 ・ 富田一～四丁目 ・ 茂福町 ・ 富田浜元町 ・ 南富田町 ・ 金場町 ・ 羽津町 ・ 白須賀一～三丁目 ・ 羽津中一～三丁目 ・ 西松本町 ・ 伊倉一～三丁目 ・ 芝田一～二丁目 ・ 城東町 ・ 大字日永 ・ 雨池町 ・ 泊小柳町 ・ 前田町 ・ 八王子町 ・ 笹川一～九丁目 ・ 小古曾一～六丁目 ・ 波木が丘町 ・ 森力山町 ・ 東邦町 ・ 松泉町 ・ 七つ屋町 ・ 塩浜本町一～三丁目 ・ 中里町 ・ 山田町 ・ 六名町 ・ 和無田町 	<p>大字小倉 大字北一色 大字北五味塚 大字本郷 大字南川 大字南五味塚 大字吉崎</p>	<p><調整事例></p> <table border="0"> <tr> <td>三重郡桶町大字小倉</td> <td>四日市市桶町小倉</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字北一色</td> <td>四日市市桶町北一色</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字北五味塚</td> <td>四日市市桶町北五味塚</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字本郷</td> <td>四日市市桶町本郷</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字南川</td> <td>四日市市桶町南川</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字南五味塚</td> <td>四日市市桶町南五味塚</td> </tr> <tr> <td>三重郡桶町大字吉崎</td> <td>四日市市桶町吉崎</td> </tr> </table> <p>町・字の区域の見直しについては、引き続き新市においても適切な対応を行っていく必要がある。</p>	三重郡桶町大字小倉	四日市市桶町小倉	三重郡桶町大字北一色	四日市市桶町北一色	三重郡桶町大字北五味塚	四日市市桶町北五味塚	三重郡桶町大字本郷	四日市市桶町本郷	三重郡桶町大字南川	四日市市桶町南川	三重郡桶町大字南五味塚	四日市市桶町南五味塚	三重郡桶町大字吉崎	四日市市桶町吉崎
三重郡桶町大字小倉	四日市市桶町小倉																		
三重郡桶町大字北一色	四日市市桶町北一色																		
三重郡桶町大字北五味塚	四日市市桶町北五味塚																		
三重郡桶町大字本郷	四日市市桶町本郷																		
三重郡桶町大字南川	四日市市桶町南川																		
三重郡桶町大字南五味塚	四日市市桶町南五味塚																		
三重郡桶町大字吉崎	四日市市桶町吉崎																		

[協議第14号参考資料]

住民・福祉部会

現 況		備 考		
四 日 市 市	楠 町			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 川島町 ・ 川島新町 ・ 高角町 ・ 智積町 ・ 桜新町一～二丁目 ・ 坂部が丘一～五丁目 ・ 小杉町 ・ 東ヶ谷 ・ あがたが丘一～三丁目 ・ 黒田町 ・ 平津町 ・ 伊坂台一～三丁目 ・ 黄金町 ・ 北山町 ・ 八千代台一～三丁目 ・ 下之宮町 ・ 蒔田一～四丁目 ・ 垂坂町 ・ 河原田町 ・ 大治田町 ・ 中野町 ・ 西村町 ・ 大字西阿倉川 ・ 阿倉川新町 ・ 三ツ谷町 ・ 三郎町 ・ 東新町 ・ 川原町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三滝台一～四丁目 ・ 別山一～四丁目 ・ 菅井町 ・ 桜台一～三丁目 ・ 西坂部町 ・ 坂部台一～二丁目 ・ 小杉新町 ・ 赤水町 ・ 平尾町 ・ 萱生町 ・ 平津新町 ・ 山村町 ・ 朝明町 ・ 西大鐘町 ・ 大矢知町 ・ 川北町 ・ 西富田町 ・ 垂坂新町 ・ 貝塚町 ・ 大治田一～三丁目 ・ 小牧町 ・ 高見台一～二丁目 ・ 大字東阿倉川 ・ みゆきヶ丘一～二丁目 ・ 三ツ谷東町 ・ 午起一～三丁目 ・ 新浜町 ・ 陶栄町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小生町 ・ 菅原町 ・ 尾平町 ・ 桜台本町 ・ 東坂部町 ・ 三重一～九丁目 ・ 大谷台一～二丁目 ・ 上海老町 ・ 江村町 ・ 中村町 ・ 千代田町 ・ 広永町 ・ 山城町 ・ 大鐘町 ・ 大矢知新町 ・ 川北一～三丁目 ・ 西富田二～三丁目 ・ 南垂坂町 ・ 内堀町 ・ 水沢町 ・ まきの木台一～三丁目 ・ 大字末永 ・ 野田一～二丁目 ・ 阿倉川町 ・ 末永町 ・ 高浜新町 ・ 浜一色町 ・ 滝川町 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浮橋一～二丁目 ・ 寺方町 ・ 桜町 ・ 桜花台一～二丁目 ・ 南坂部町 ・ 山之一色町 ・ 生桑町 ・ 下海老町 ・ 北野町 ・ あかつき台一～六丁目 ・ 伊坂町 ・ 山分町 ・ 札場町 ・ あさけが丘一～三丁目 ・ 下さざらい町 ・ 松寺一～三丁目 ・ 十志町 ・ 東垂坂町 ・ 川尻町 ・ 水沢野田町 ・ 市場町 ・ 大字野田 ・ 清水町 ・ 万古町 ・ 本郷町 ・ 高浜町 ・ 京町 	

関 係 法 令	事 例
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（市町村区域内の町又は字の区域）</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p>	<p>< 呉市 > 川尻町の町字名については、川尻町の意向を尊重し、決定する。</p> <p>< 宗像市 > 2市町の町又は字の名称については、「大字」を削除した名称に変更する。また、2市町の町又は字の区域は、従前のとおりとする。</p> <p>< 福山市 > 芦品郡新市町の区域及び名称は、福山市の町の区域及び名称とする。</p> <p>< 西東京市 > 町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘三丁目と統合する。</p> <p>< 岐阜広域合併協議会 > 岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の町名・字名については、各市町の意向を尊重し、現行の町名・字名と紛らわしくないように調整するものとする。</p>

協議第26号

一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

9

協 定 項 目	一般職の職員の身分の取扱い
調 整 の 内 容	<p>楠町の一般職の職員は、すべて四日市市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>職員の任免、給与その他身分の取り扱いについては、四日市市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。</p>

[協議第26号参考資料]

総務部会

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い		関係項目		
現況					備考
(平成15年4月1日現在)					
区分	四日市市		楠町		
条例定数と実職員数	条例定数	実職員数	条例定数	実職員数	
	3,039人以内	2,974人	135人以内	107人	
職名	部長、理事、次長、参事、課長、副参事、課長補佐、課付主幹、係長、主幹、主査、副主査、技能士、技能士補ほか		課長、調整監、課長補佐、主幹、係長、主査、主任ほか		
給料表と級制	市独自の給料表 1級～8級		行政職給料表 1級～8級(国と同じ) 現業職給料表 1級～6級(国と同じ)		
級別職務分類	四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋) 別表第1 8級 部長、理事 7級 次長、参事 6級 課長、副参事 5級 課長補佐、課付主幹 4級 係長、主幹、主査、技能士 3級 係長、主幹、副主査、技能士補 2級 1級		職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(関係部分抜粋) 別表第1-1(行政職給料表) 8級 課長、調整監 7級 課長補佐、主幹 6級 係長、主査 5級 主任 4級 3級 2級 1級		
職名については、代表的なものを記載。					

関 係 法 令	事 例
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>（職員の身分取扱い）</p> <p>第9条 合併関係市町村は、その協議により、市町村の合併の際現にその職に在る合併関係市町村の一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならない。</p> <p>2 合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関しては、職員のすべてに通じて公正に処理しなければならない。</p> <p>地方公務員法（昭和25年法律第261号）</p> <p>（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）</p> <p>第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。</p> <p>2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。</p> <p>3 特別職は、左に掲げる職とする。</p> <p>一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職</p> <p>一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職</p> <p>一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職</p> <p>二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの</p> <p>三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職</p> <p>四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの</p> <p>五 非常勤の消防団員及び水防団員の職</p>	<p>< 呉市 ></p> <p>(1) 川尻町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。</p> <p>< 宗像市 ></p> <p>2 市町の一般職の職員については、合併特例法第9条第1項の規定に基づき、引き続き新市の職員としての身分を保有するものとする。</p> <p>< 福山市 ></p> <p>新市町の定数内の職員は、すべて現員現給で福山市の職員として引き継ぐものとする。その取扱いについての細目は、福山市及び新市町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>< 西東京市 ></p> <p>(1) 2市の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(3) 職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、調整し統一を図る。</p> <p>(4) 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。なお、現職員については、現給を保証する。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 ></p> <p>大胡町、宮城村及び粕川村の一般職の職員は、すべて前橋市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>なお、職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、前橋市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。</p> <p>< 岐阜広域合併協議会 ></p> <p>1 羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の職員は、すべて岐阜市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員の任免、給与その他の身分については、公正に取り扱うものとし、その細目は2市4町の長が別に協議して定めるものとする。</p>

協議第27号

一部事務組合等の取扱いについて

一部事務組合等の取扱いについて次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

6

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱い
調 整 の 内 容	<p>四日市市と楠町が加入している一部事務組合等については、四日市市として引き続き加入するものとする。</p> <p>楠町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p>

[協議第27号参考資料]

協 定 項 目	一部事務組合等の取扱いについて	関 係 項 目		
現 況				備 考
1 一部事務組合 (自治法第284条第2項)				
名称	共同処理する事務	構成団体		
		四日市市	楠町	その他
三重県三重郡老人福祉施設組合	養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設の運営			菟野町・朝日町・川越町
三重県市町村職員退職手当組合	常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務			三重県下2市51町村並びに一部事務組合及び広域連合
朝明広域衛生組合	区域内し尿及び浄化槽汚泥の共同処理及び施設運営			菟野町・朝日町・川越町
四日市港管理組合	四日市港の整備、管理運営			三重県
北勢公設地方卸売市場組合	地方卸売市場の設置及び管理運営に関する事務の共同処理			桑名市・鈴鹿市
三重県自治会館組合	三重県自治会館の設置、管理及び処分並びに関係市町村の連絡調整、議員及び職員の研修、福利厚生等に関する事務			三重県下64市町村
三泗鈴亀農業共済事務組合	農作物(水稲・麦)家畜(牛・豚)畑作物(大豆)園芸施設等の共済事業			鈴鹿市・亀山市・菟野町・朝日町・川越町・関町
三重地方税管理回収機構	地方税徴収困難事案の回収事務			三重県下64市町村
2 協議会 (自治法第252条の2)				
名称	共同処理する事務	構成団体		
		四日市市	楠町	その他
四日市地区広域市町村圏協議会	広域市町村圏計画の策定、実施の連絡調整			菟野町・朝日町・川越町
3 共同設置 (自治法第252条の7)				
名称	共同処理する事務	構成団体		
		四日市市	楠町	その他
三泗介護認定審査会	要介護認定審査の実施			菟野町・朝日町・川越町

平成16年4月設

置

現 況					
4 事務の委託 (自治法第252条の14)					
委託事務	目的・事業等	受託団体	委託団体		
			四日市市	楠町	その他委託団体
議会議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する事務	公務災害補償審査会等に関する事務	三重県			三重県下全市町村及び一部事務組合等
視聴覚ライブラリーに関する事務	学校教育、社会教育の場における視聴覚教育の推進	四日市市			菟野町・朝日町・川越町
消防に関する事務	消防に関する事務	四日市市			朝日町・川越町
5 土地開発公社 (公有地の拡大の推進に関する法第10条)					
名称	目的・事業等	構成団体			
		四日市市	楠町	その他	
三重県三重郡土地開発公社	土地の取得、造成その他の管理及び処分			菟野町・朝日町・川越町	

関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

（協議会の設置）

第252条の2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

2 省略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4～6 省略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

（機関等の共同設置）

第252条の7 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第138条の4第1項に規定する委員会若しくは委員、同条第3項に規定する付属機関、普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員、書記その他の職員又は第174条第1項に規定する専門委員を置くことができる。

ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による執行機関、付属機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、付属機関若しくは職員の共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの執行機関、付属機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 省略

（事務の委託）

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第252条の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

（組合の種類及び設置）

第284条 地方公共団体の組合は、一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合とする。

2 普通地方公共団体及び特別区は、第6項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

3～6 省略

（組織、事務及び規約の変更）

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 省略

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条、第288条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

〔協議第27号参考資料〕

関 係 法 令	事 例
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）</p> <p>（設立） 第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。 2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が設立しようとする場合にあっては主務大臣、その他の場合にあっては都道府県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>（定款） 第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) 設立団体 (4) 事務所の所在地 (5) 役員の定数、任期その他役員に関する事項 (6) 業務の範囲及びその執行に関する事項 (7) 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項 (8) 公告の方法 (9) 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項 2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>（解散） 第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。 2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。</p>	<p>< 呉市 > 川尻町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、芸南衛生組合については、新市において合併の日に当該組合に加入するものとする。</p> <p>< 福山市 > 福山市と新市町が加入している一部事務組合等については、福山市として引き続き加入するものとする。 新市町のみが加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 1 一部事務組合の取扱い (1) 大胡町、宮城村及び粕川村は、群馬県市町村総合事務組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。 (2) 大胡町、宮城村及び粕川村は、群馬県市町村会館管理組合から合併の日の前日をもって脱退するものとする。 (3) 大胡町、宮城村及び粕川村は、前橋広域市町村圏振興整備組合から合併の日の前日をもって脱退するものとし、合併後の前橋広域市町村圏振興整備組合の取扱いについては、構成市町村が解散に向け協議を進めるものとする。 2 土地開発公社の取扱い 大胡町、宮城村及び粕川村は、勢多中央土地開発公社から合併の日の前日をもって脱退するものとし、合併後の勢多中央土地開発公社の取扱いについては、合併時まで構成町村が協議して定めるものとする。</p> <p>< 岐阜広域合併協議会 > 本巣消防事務組合については、北方町は合併の前日をもって当該組合から脱退し、北方町の区域を対象として岐阜市が合併の日に当該組合に加入するものとする。</p>

協議第28号

児童福祉事業について

児童福祉事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

14

協定項目	児童福祉事業
調整の内容	<p>児童福祉事業については、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、楠町独自の事業や両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。</p> <p>なお、児童福祉計画（エンゼルプラン）については、四日市市の計画を現行のまま引き継ぐ。</p>

〔協議第28号参考資料〕

住民・福祉部会

協 定 項 目	児童福祉事業			関 係 項 目	
現 況					備 考
主な事業					
事業名	四日市市	楠町	調 整 案		
児童館自主事業			四日市市の制度を適用する。		
障害児デイサービス事業			四日市市の制度を適用する。		
心身障害児・保護者通園訓練事業 (あけぼの学園)			四日市市の制度を適用する。		
障害児・保護者通園訓練事業 (ヘルスプラザ)			四日市市の制度を適用する。		
家庭児童相談室			四日市市の制度を適用する。		
子育て支援ショートステイ事業			四日市市の制度を適用する。		
児童虐待防止対策事業			四日市市の制度を適用する。		
母子保護の実施(母子生活支援施設への入所)			四日市市の制度を適用する。		
母子父子家庭児童高等学校等通学費助成事業			合併時点の対象者の助成で終了する。		
母子福祉センター			四日市市の制度を適用する。		
母子・寡婦福祉資金の貸付			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		

協 定 項 目	児童福祉事業	関 係 項 目	児童福祉計画（エンゼルプラン）
現 況			備 考
四 日 市 市		楠 町	
1 名称 四日市市エンゼルプラン		該当計画なし	
2 目的 子どもを安心して産み育てる環境づくりを推進するため			
3 概要 1 安心して子どもを産み育てることができる社会環境づくり 1-1 保育サービスなどの充実 低年齢児保育の拡充 延長保育・休日保育の実施 一時保育の拡充 病後児保育の充実 多機能保育所等の整備 1-2 子育て家庭への支援の充実 子育て支援の拡充 児童虐待防止体制の強化 養育体制の充実 ファミリー・サポート・センター事業の充実 子育て情報の提供の推進 1-3 子どもがいきいきと遊べる環境づくり 児童館等の充実 学童保育の充実 子ども広場の整備拡充 子ども向け図書、各種講座等の充実 遊びボランティア・バンク事業の充実 1-4 障害児保育・療養システムの充実 障害児の相談体制の充実 障害児保育の充実 障害児のリハビリテーションの充実 おもちゃ図書館事業の充実 1-5 母子保健サービスの充実 母子健康手帳の充実 健康診査の充実 健康相談・教育の充実 訪問指導の充実 歯科保健の充実 救急医療の充実 1-6 子育ての経済負担の軽減 就学援助・私学助成・就園奨励事業及び奨学金制度の充実 医療費助成の充実 児童手当等の充実 2 子どもがのびやかに育つ教育環境づくり 2-1 子どもの健全育成の推進 生きる力を育む体験活動の充実 子どもの人権の尊重 教育相談体制の充実 2-2 豊かな人間性を育む学校教育の推進 一人ひとりの子どもに応じた指導の充実 自ら学び自ら考える力の育成 人権教育の充実 2-3 家庭教育の充実 家庭教育に関する学習の機会の充実 家庭教育に関する情報の提供 親子のふれあいを促進する機会の提供			
4 策定年月 平成 1 3 年 1 1 月策定	5 計画期間 平成 1 3 年度～平成 1 7 年度		
6 その他	次世代育成支援対策推進法における市町村行動計画を、エンゼルプランを包含する計画として平成 1 7 年度施行に向け策定予定		

関 係 法 令	事 例
	<p>< 呉市 > 福祉制度の取扱い (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 (2) 省略</p> <p>< 福山市 > 各種福祉制度の取扱い 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。 省略</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 保健福祉事業の取扱い 保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>

保育事業について

保育事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協 定 項 目	保育事業
調 整 の 内 容	<p>保育事業については、少子化が進む中、多様な保育ニーズに対応するとともに、保育環境の充実を図っていくことを基本とし、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>なお、保育料については、楠町の実情等を考慮し、2年間を目途に四日市市の制度に統一することとし、それまでの間、段階的に調整する。</p>

協 定 項 目	保育事業				関 係 項 目																																													
現 況					備 考																																													
<table border="1"> <caption>保育所の状況 (平成15年10月1日現在)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">四日市市</th> <th colspan="2">楠町</th> </tr> <tr> <th>公立</th> <th>私立</th> <th>公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育所数</td> <td>28</td> <td>17</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>定員</td> <td>2,585</td> <td>1,590</td> <td>130</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入所児童数</td> <td>2,751</td> <td>1,761</td> <td>138</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								四日市市		楠町		公立	私立	公立	私立	保育所数	28	17	2		定員	2,585	1,590	130		入所児童数	2,751	1,761	138																					
	四日市市		楠町																																															
	公立	私立	公立	私立																																														
保育所数	28	17	2																																															
定員	2,585	1,590	130																																															
入所児童数	2,751	1,761	138																																															
<table border="1"> <caption>保育時間の状況</caption> <thead> <tr> <th colspan="4">四日市市</th> </tr> <tr> <th>長時間保育</th> <th>通常保育</th> <th>長時間保育</th> <th>延長保育</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:30 - 8:30</td> <td>8:30 - 16:30</td> <td>16:30 - 18:00</td> <td>18:00 - 19:00</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>楠町</caption> <thead> <tr> <th>長時間保育</th> <th>通常保育</th> <th>長時間保育A</th> <th>長時間保育B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:30 - 8:30</td> <td>8:30 - 16:30</td> <td>16:30 - 17:30</td> <td>17:30 - 18:30</td> </tr> </tbody> </table> <p>■の部分、保育料が加算される時間帯</p>							四日市市				長時間保育	通常保育	長時間保育	延長保育	7:30 - 8:30	8:30 - 16:30	16:30 - 18:00	18:00 - 19:00	長時間保育	通常保育	長時間保育A	長時間保育B	7:30 - 8:30	8:30 - 16:30	16:30 - 17:30	17:30 - 18:30																								
四日市市																																																		
長時間保育	通常保育	長時間保育	延長保育																																															
7:30 - 8:30	8:30 - 16:30	16:30 - 18:00	18:00 - 19:00																																															
長時間保育	通常保育	長時間保育A	長時間保育B																																															
7:30 - 8:30	8:30 - 16:30	16:30 - 17:30	17:30 - 18:30																																															
<table border="1"> <caption>主な事業</caption> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>四日市市</th> <th>楠町</th> <th>調 整 案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延長保育促進事業</td> <td></td> <td></td> <td>四日市市の保育時間の方が長いので、四日市市の制度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>一時保育促進事業</td> <td></td> <td></td> <td>1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>特定保育事業</td> <td></td> <td></td> <td>四日市市の制度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>乳児保育促進等事業</td> <td></td> <td></td> <td>1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>障害児保育対策事業</td> <td></td> <td></td> <td>1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>乳幼児健康支援一時預かり事業</td> <td></td> <td></td> <td>四日市市の制度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>地域子育て支援センター事業</td> <td></td> <td></td> <td>1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>保育所地域活動事業</td> <td></td> <td></td> <td>1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。</td> </tr> <tr> <td>民間保育所事務費事業費加算事業</td> <td></td> <td></td> <td>四日市市の制度を適用する。</td> </tr> <tr> <td>民間保育所運営費補助事業</td> <td></td> <td></td> <td>四日市市の制度を適用する。</td> </tr> </tbody> </table>							事業名	四日市市	楠町	調 整 案	延長保育促進事業			四日市市の保育時間の方が長いので、四日市市の制度を適用する。	一時保育促進事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	特定保育事業			四日市市の制度を適用する。	乳児保育促進等事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	障害児保育対策事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	乳幼児健康支援一時預かり事業			四日市市の制度を適用する。	地域子育て支援センター事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	保育所地域活動事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。	民間保育所事務費事業費加算事業			四日市市の制度を適用する。	民間保育所運営費補助事業			四日市市の制度を適用する。
事業名	四日市市	楠町	調 整 案																																															
延長保育促進事業			四日市市の保育時間の方が長いので、四日市市の制度を適用する。																																															
一時保育促進事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
特定保育事業			四日市市の制度を適用する。																																															
乳児保育促進等事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
障害児保育対策事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
乳幼児健康支援一時預かり事業			四日市市の制度を適用する。																																															
地域子育て支援センター事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
保育所地域活動事業			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。																																															
民間保育所事務費事業費加算事業			四日市市の制度を適用する。																																															
民間保育所運営費補助事業			四日市市の制度を適用する。																																															

[協議第 2 9 号参考資料]

協 定 項 目		保育事業					関 係 項 目		保育料		備 考																																																																																																																																																																																																																										
		現 況																																																																																																																																																																																																																																			
<p>保育料徴収基準額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">四 日 市 市</th> <th colspan="6">楠 町</th> </tr> <tr> <th colspan="3">納入義務者の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">保育料基準額 (月額) 円</th> <th colspan="3">各月初日の児童の属する世帯の階層区分</th> <th colspan="3">保育料月額 円</th> </tr> <tr> <th>階層区分</th> <th colspan="2">定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳児</th> <th>4歳以上児</th> <th>階層区分</th> <th colspan="2">定義</th> <th>3歳未満児</th> <th>3歳以上児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1</td> <td colspan="2">生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>第1階層</td> <td colspan="2">生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第 2</td> <td rowspan="5">第 1 階層及び第 6 階層から第 12 階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯</td> <td>前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭のみ)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td rowspan="5">第2階層</td> <td rowspan="5">第1階層及び第4階層から第7階層を除き前年分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>通常保育</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>第 3</td> <td>前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭除く)</td> <td>6,700</td> <td>4,900</td> <td>4,200</td> <td>長時間保育A</td> <td>600</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>第 4</td> <td>均等割の額のみ</td> <td>11,000</td> <td>7,900</td> <td>7,300</td> <td>長時間保育B</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>第 5</td> <td>所得割の額のある世帯</td> <td>12,200</td> <td>9,100</td> <td>8,600</td> <td>通常保育</td> <td>4,800</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>第 6</td> <td>13,600円未満</td> <td>15,600</td> <td>11,700</td> <td>10,800</td> <td>長時間保育A</td> <td>5,000</td> <td>2,800</td> </tr> <tr> <td>第 7</td> <td>13,600円以上</td> <td>26,400</td> <td>19,300</td> <td>16,800</td> <td rowspan="2">第3階層</td> <td rowspan="2">前年度分の町民税課税世帯</td> <td>長時間保育B</td> <td>5,200</td> <td>2,900</td> </tr> <tr> <td>第 8</td> <td>64,000円以上</td> <td>35,900</td> <td>25,000</td> <td>20,800</td> <td>通常保育</td> <td>10,100</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td>第 9</td> <td>112,000円以上</td> <td>41,900</td> <td>27,300</td> <td>22,600</td> <td rowspan="3">第4階層</td> <td rowspan="3">第1階層を除き前年分の所得税の課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯</td> <td>長時間保育A</td> <td>10,700</td> <td>7,800</td> </tr> <tr> <td>第 10</td> <td>160,000円以上</td> <td>47,600</td> <td>29,800</td> <td>25,000</td> <td>長時間保育B</td> <td>11,100</td> <td>8,100</td> </tr> <tr> <td>第 11</td> <td>284,000円以上</td> <td>52,000</td> <td>31,900</td> <td>25,800</td> <td>通常保育</td> <td>19,300</td> <td>14,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 12</td> <td rowspan="3">408,000円以上</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">第5階層</td> <td rowspan="3">前年分の所得税64,000円未満の課税世帯</td> <td>長時間保育A</td> <td>20,400</td> <td>15,200</td> </tr> <tr> <td>長時間保育B</td> <td>21,200</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>通常保育</td> <td>28,800</td> <td>21,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 6</td> <td rowspan="2">160,000円以上</td> <td rowspan="2">47,600</td> <td rowspan="2">29,800</td> <td rowspan="2">25,000</td> <td rowspan="2">第6階層</td> <td rowspan="2">前年分の税160,000円以上408,000円未満の課税世帯</td> <td>長時間保育A</td> <td>30,500</td> <td>22,600</td> </tr> <tr> <td>長時間保育B</td> <td>31,600</td> <td>23,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 7</td> <td rowspan="2">284,000円以上</td> <td rowspan="2">52,000</td> <td rowspan="2">31,900</td> <td rowspan="2">25,800</td> <td rowspan="2">第7階層</td> <td rowspan="2">前年分の税408,000円以上の課税世帯</td> <td>通常保育</td> <td>36,400</td> <td>25,700</td> </tr> <tr> <td>長時間保育A</td> <td>38,500</td> <td>27,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>長時間保育B</td> <td>40,000</td> <td>28,200</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>通常保育</td> <td>42,000</td> <td>28,300</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>長時間保育A</td> <td>44,500</td> <td>29,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td>長時間保育B</td> <td>46,200</td> <td>31,100</td> </tr> </tbody> </table>											四 日 市 市						楠 町						納入義務者の属する世帯の階層区分			保育料基準額 (月額) 円			各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 円			階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児	第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0	0	0	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	第 2	第 1 階層及び第 6 階層から第 12 階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭のみ)	0	0	0	第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層を除き前年分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	通常保育	0	0	第 3	前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭除く)	6,700	4,900	4,200	長時間保育A	600	600	第 4	均等割の額のみ	11,000	7,900	7,300	長時間保育B	1,000	1,000	第 5	所得割の額のある世帯	12,200	9,100	8,600	通常保育	4,800	2,700	第 6	13,600円未満	15,600	11,700	10,800	長時間保育A	5,000	2,800	第 7	13,600円以上	26,400	19,300	16,800	第3階層	前年度分の町民税課税世帯	長時間保育B	5,200	2,900	第 8	64,000円以上	35,900	25,000	20,800	通常保育	10,100	7,400	第 9	112,000円以上	41,900	27,300	22,600	第4階層	第1階層を除き前年分の所得税の課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	長時間保育A	10,700	7,800	第 10	160,000円以上	47,600	29,800	25,000	長時間保育B	11,100	8,100	第 11	284,000円以上	52,000	31,900	25,800	通常保育	19,300	14,400	第 12	408,000円以上				第5階層	前年分の所得税64,000円未満の課税世帯	長時間保育A	20,400	15,200	長時間保育B	21,200	15,800	通常保育	28,800	21,400	第 6	160,000円以上	47,600	29,800	25,000	第6階層	前年分の税160,000円以上408,000円未満の課税世帯	長時間保育A	30,500	22,600	長時間保育B	31,600	23,500	第 7	284,000円以上	52,000	31,900	25,800	第7階層	前年分の税408,000円以上の課税世帯	通常保育	36,400	25,700	長時間保育A	38,500	27,200									長時間保育B	40,000	28,200									通常保育	42,000	28,300									長時間保育A	44,500	29,900									長時間保育B	46,200	31,100
四 日 市 市						楠 町																																																																																																																																																																																																																															
納入義務者の属する世帯の階層区分			保育料基準額 (月額) 円			各月初日の児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 円																																																																																																																																																																																																																												
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	階層区分	定義		3歳未満児	3歳以上児																																																																																																																																																																																																																											
第 1	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)		0	0	0	第1階層	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0																																																																																																																																																																																																																											
第 2	第 1 階層及び第 6 階層から第 12 階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭のみ)	0	0	0	第2階層	第1階層及び第4階層から第7階層を除き前年分の町民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	通常保育	0	0																																																																																																																																																																																																																											
第 3		前年度分の市町村民税非課税世帯 (母子家庭除く)	6,700	4,900	4,200			長時間保育A	600	600																																																																																																																																																																																																																											
第 4		均等割の額のみ	11,000	7,900	7,300			長時間保育B	1,000	1,000																																																																																																																																																																																																																											
第 5		所得割の額のある世帯	12,200	9,100	8,600			通常保育	4,800	2,700																																																																																																																																																																																																																											
第 6		13,600円未満	15,600	11,700	10,800			長時間保育A	5,000	2,800																																																																																																																																																																																																																											
第 7	13,600円以上	26,400	19,300	16,800	第3階層	前年度分の町民税課税世帯	長時間保育B	5,200	2,900																																																																																																																																																																																																																												
第 8	64,000円以上	35,900	25,000	20,800			通常保育	10,100	7,400																																																																																																																																																																																																																												
第 9	112,000円以上	41,900	27,300	22,600	第4階層	第1階層を除き前年分の所得税の課税世帯であつてその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	長時間保育A	10,700	7,800																																																																																																																																																																																																																												
第 10	160,000円以上	47,600	29,800	25,000			長時間保育B	11,100	8,100																																																																																																																																																																																																																												
第 11	284,000円以上	52,000	31,900	25,800			通常保育	19,300	14,400																																																																																																																																																																																																																												
第 12	408,000円以上				第5階層	前年分の所得税64,000円未満の課税世帯	長時間保育A	20,400	15,200																																																																																																																																																																																																																												
							長時間保育B	21,200	15,800																																																																																																																																																																																																																												
							通常保育	28,800	21,400																																																																																																																																																																																																																												
第 6	160,000円以上	47,600	29,800	25,000	第6階層	前年分の税160,000円以上408,000円未満の課税世帯	長時間保育A	30,500	22,600																																																																																																																																																																																																																												
							長時間保育B	31,600	23,500																																																																																																																																																																																																																												
第 7	284,000円以上	52,000	31,900	25,800	第7階層	前年分の税408,000円以上の課税世帯	通常保育	36,400	25,700																																																																																																																																																																																																																												
							長時間保育A	38,500	27,200																																																																																																																																																																																																																												
								長時間保育B	40,000	28,200																																																																																																																																																																																																																											
								通常保育	42,000	28,300																																																																																																																																																																																																																											
								長時間保育A	44,500	29,900																																																																																																																																																																																																																											
								長時間保育B	46,200	31,100																																																																																																																																																																																																																											
<p>1 長時間保育A 午後4時30分を超え、1時間まで 2 長時間保育B 午後4時30分を超え、1時間超2時間まで</p> <p>同一世帯から2人以上入所している場合の保育料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第 3 階層から第 7 階層までに属する世帯</td> <td>最も年齢の高い児童</td> <td>保育料基準額</td> </tr> <tr> <td>次に年齢の高い児童</td> <td>保育料基準額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>その他の児童</td> <td>保育料基準額 × 0.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 8 階層から第 12 階層までに属する世帯</td> <td>最も年齢の低い児童</td> <td>保育料基準額</td> </tr> <tr> <td>次に年齢の低い児童</td> <td>保育料基準額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>その他の児童</td> <td>保育料基準額 × 0.1</td> </tr> </tbody> </table>											第 3 階層から第 7 階層までに属する世帯	最も年齢の高い児童	保育料基準額	次に年齢の高い児童	保育料基準額 × 0.5	その他の児童	保育料基準額 × 0.1	第 8 階層から第 12 階層までに属する世帯	最も年齢の低い児童	保育料基準額	次に年齢の低い児童	保育料基準額 × 0.5	その他の児童	保育料基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																													
第 3 階層から第 7 階層までに属する世帯	最も年齢の高い児童	保育料基準額																																																																																																																																																																																																																																			
	次に年齢の高い児童	保育料基準額 × 0.5																																																																																																																																																																																																																																			
	その他の児童	保育料基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																																																			
第 8 階層から第 12 階層までに属する世帯	最も年齢の低い児童	保育料基準額																																																																																																																																																																																																																																			
	次に年齢の低い児童	保育料基準額 × 0.5																																																																																																																																																																																																																																			
	その他の児童	保育料基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																																																			
<p>同一世帯から2人以上入所している場合の保育料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2～第4階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)</td> <td>徴収基準額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)</td> <td>徴収基準額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額 × 0.1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第5～第7階層に属する世帯</td> <td>ア 最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)</td> <td>徴収基準額に定める額</td> </tr> <tr> <td>イ ア以外の児童のうち、最も徴収が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)</td> <td>徴収基準額 × 0.5</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記以外の児童</td> <td>徴収基準額 × 0.1</td> </tr> </tbody> </table>											第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額 × 0.5	ウ 上記以外の児童	徴収基準額 × 0.1	第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額に定める額	イ ア以外の児童のうち、最も徴収が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額 × 0.5	ウ 上記以外の児童	徴収基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																													
第2～第4階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額に定める額																																																																																																																																																																																																																																			
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収が低い児童 (最も徴収基準額の低い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額 × 0.5																																																																																																																																																																																																																																			
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																																																			
第5～第7階層に属する世帯	ア 最も徴収基準額が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額に定める額																																																																																																																																																																																																																																			
	イ ア以外の児童のうち、最も徴収が高い児童 (最も徴収基準額の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする)	徴収基準額 × 0.5																																																																																																																																																																																																																																			
	ウ 上記以外の児童	徴収基準額 × 0.1																																																																																																																																																																																																																																			

関 係 法 令	事 例
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</p> <p>第56条 第49条の2に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、厚生労働大臣は、本人又はその扶養義務者から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第50条第6号の2に規定する保育費用を支弁した都道府県又は第51条第4号に規定する保育費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる。</p>	<p>< 呉市 > 福祉制度の取扱い (1) 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 (2) 保育料は、呉市の基準に統一するものとする。</p> <p>< 宗像市 > 児童母子福祉 (1) 保育所については、両市町において合併までに必要な認可保育所の確保に努める。 (2) 保育所保育料及び特別保育事業については、宗像市の例により調整する。 (3)～(5) 省略</p> <p>< 福山市 > 保育事業 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 新市町の認可保育所（園）は、福山市の認可保育所（園）として引き継ぐものとする。 新市町の保育対象年齢及び特別保育事業については、新市町における保育の需要等を勘案し検討する。 新市町の保育料については、合併年度に限り、現行のとおりとする。</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 保健福祉事業の取扱い 保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。 保育料の取扱い 保育料の取扱いについては、合併年度は現行のままとし、翌年度からは前橋市の保育料に統一するものとする。 ただし、増額の幅が大きい保育料区分については、段階的に調整するものとする。</p>

保健事業について

保健事業について次のとおり承認を求める。

平成16年1月14日提出

四日市市・楠町合併協議会
会長 井上哲夫

協 定 項 目	保健事業
調 整 の 内 容	<p>保健事業については、四日市市の制度を適用するものとする。</p> <p>ただし、楠町独自の事業や両市町でサービス水準の差異が大きい事業については、楠町の実情等を考慮し経過措置を講じるなど、調整を図るものとする。</p> <p>なお、楠町保健センターについては、地域の保健事業の拠点として引き続き活用するものとする。</p>

[協議第30号参考資料]

住民・福祉部会

協 定 項 目	保健事業			関 係 項 目	
現 況					備 考
主な事業					
事業名	四日市市	楠町	調 整 案		
応急診療所			四日市市の制度を適用する。		
歯科医療センター			四日市市の制度を適用する		
障害者歯科診療			四日市市の制度を適用する		
乳児一般健康診査(4, 10か月)			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
妊婦一般健康診査(前期・後期)			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
1歳6か月児・3歳児健康診査			四日市市の制度を適用する。		
パ・スデイ測定			他の健康教育事業などに集約する。		
2歳児歯科検診及びフッ素塗布			幼児歯みがき教室の中で対応する。		
親子ヘルシー料理教室			四日市市の制度を適用する。		
育児学級パパ・ママ教室			四日市市の制度を適用する。		
予防接種			1市1町で同一のサービス内容であるため、現行のまま新市に引き継ぐ。		
基本健康診査			四日市市の制度を適用する。		
がん検診			四日市市の制度を適用する。		
結核検診			四日市市の制度を適用する。		
骨粗しょう症検診			四日市市の保健教育事業で対応する。		
各種健康教育・教室			四日市市の制度を適用する。		
健康度測定と運動実践指導			四日市市の制度を適用する。		
健康体操			四日市市の制度を適用する。		
介護予防教室(音楽療法)			四日市市の制度を適用する。		
高齢者料理教室			四日市市の制度を適用する。		
各種保健相談			四日市市の制度を適用する。		
各種訪問指導			四日市市の制度を適用する。		

協 定 項 目	保健事業	関 係 項 目	保健センター
現 況		備 考	
四 日 市 市	楠 町		
<p>名称 四日市市保健センター</p> <p>位置 四日市市諏訪町2番2号</p> <p>設置日 平成2年8月1日</p> <p>設置目的 市民の健康保持・増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、予防接種等の対人保健サービスを総合的に行うとともに、地域住民の自主的な保健活動の場に資するため設置する。</p> <p>事業概要 (1)健康づくりに関すること (2)健康教育に関すること (3)健康相談に関すること (4)健康診査に関すること (5)機能回復訓練に関すること (6)訪問指導に関すること (7)予防接種に関すること (8)その他市長が必要と認める事業</p> <p>休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日</p>	<p>名称 楠町保健センター</p> <p>位置 三重郡楠町大字北五味塚1450番地1 (楠町保健福祉センター内)</p> <p>設置日 平成11年7月1日</p> <p>設置目的 町民の健康の保持・増進のために、健康相談、健康教育、健康診査等の保健サービスを行う拠点とするとともに、町民の自主的な健康づくり活動の場とする。</p> <p>事業概要 (1)健康相談及び健康教育に関すること (2)保健及び栄養指導に関すること (3)各種検診及び予防接種に関すること (4)機能回復訓練に関すること (5)献血に関すること (6)子育て支援に関すること (7)保育園献立に関すること (8)公害予防・認定患者に関すること (9)その他保健センター設置目的を達成するために必要な事業に関すること</p> <p>休館日 土曜日、日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日</p>		

関 係 法 令	事 例
<p><u>地域保健法（昭和22年法律第101号）</u></p> <p>第18条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。</p> <p>2 市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。</p>	<p>< 呉市 > 保健・医療制度の取扱い 原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。</p> <p>< 福山市 > 各種福祉制度の取扱い 福山市の制度に統一するものとする。 ただし、 事業の実施、諸制度の運用にあたっては、新市町の実情等を考慮しつつ、調整を図るものとする。 省略</p> <p>< 前橋広域市町村合併協議会 > 保健福祉事業の取扱い 保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。 ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。</p>